

第2章 公害等調整委員会における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、平成26年度末までに公害等調整委員会（昭和47年6月30日以前は中央公害審査委員会）に係属した公害紛争事件は、969件である。その内訳は、あっせん事件3件、調停事件725件、仲裁事件1件、裁定事件234件（責任裁定事件148件、原因裁定事件86件）及び義務履行勧告事件6件となっている。これらのうち、終結しているのは、あっせん事件3件、調停事件723件、仲裁事件1件、裁定事件192件（責任裁定事件127件、原因裁定事件65件）及び義務履行勧告事件6件の計925件である（表1-2-1、付録1（107ページ）参照）。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰藉料額等変更申請を処理している（詳細については本章第1節1(3)（11ページ）参照）。

表1-2-1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	あっせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			計			
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和																			
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	-	-	-	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成 元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	0	0	0	5	3	3	0	0	0	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
25	0	0	0	5	6	2	0	0	0	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51
26	0	0	0	2	2	2	0	0	0	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44
計	3	3		725	723		1	1		234 (86)	192 (65)		6	6		969	925		

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。
 3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
 4 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰藉料額等変更申請が平成26年度までに558件係属した(表1-2-4参照)。

第1節 平成26年度に係属した調停事件

平成26年度に公害等調整委員会が受け付けた調停事件は、2件であり、これに前年度から繰り越された2件を加えた計4件が26年度に係属し、このうち2件が27年度に繰り越された。また、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連する慰藉料額等変更申請は、前年度から繰り越された1件に新たに受け付けた2件を加えた3件が26年度に係属した。このうち1件が26年度に終結し、残り2件が27年度に繰り越された。

1 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

(1) 事件の概要

本事件は、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方（被申請人）として、賠償金の支払等を内容とする調停を求めたものである。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められたA、B、Cの3ランクのいずれに該当するかの判定を公害等調整委員会に求めることとした患者について、ランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っている（ランク別の補償額等調停の内容については、表1-2-6参照）。（注）

申請は、昭和46年12月24日以降平成26年度末までに618件（患者数1,554人）となっている（表1-2-2）。

これらの申請は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。なお、同法の施行（昭和49年9月1日）前は（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号））及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和53年法律第104号）により水俣病と認定された患者又はその遺族からのものである（表1-2-3）。

（注）水俣病患者の補償問題については、昭和48年3月20日、熊本地方裁判所において、原告勝訴判決があり、チッソ株式会社の不法行為責任が認められ、症度等に応じた慰藉料の支払が命じられた。

また、昭和48年4月27日、公害等調整委員会に係属中であった調停申請について、30人の患者とチッソ株式会社との間の調停が成立した。調停内容は、慰藉料については熊本水俣判決と同様の金額としたほか、特別調整手当（年金）の支給等を定めている。

さらに、昭和48年7月9日、訴訟や調停によらず、同社と直接交渉を行って補償問題の解決を図ろうとした患者グループが、同社との間に補償協定を締結した。協定は、上記判決及び調停の内容を踏まえ、患者へのA、B、Cの3ランクに応じた補償に加え、患者の医療及び生活保障のための基金設定を骨子としている。同日、他の患者グループもそれぞれ同じ内容の協定を締結した。その後、更に幾つかの患者グループが同様に協定を締結している。

協定は、それぞれのグループに属する患者について適用されるものであるが、協定締結以降に認定された患者についても、その希望に応じて適用されることになっている。

(2) 事件の処理経過

昭和48年度の第1次調停以来、平成26年度末までに53次にわたる調停を実施し、606件（患者数1,463人）について調停が成立した（表1-2-2）。

(3) 慰藉料額等変更申請

水俣病事件の調停の成立した患者のうち、Bランク及びCランクの生存者の場合には、調停条項の中に、「将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができるものとする。」という条項がある（表1-2-6、「(4)調停調書の例」参照）。

第1次調停以降の調停成立者のうちから、この調停条項に基づいてなされた慰藉料額等変更申請を、平成26年度末までに558件受け付け、556件処理した。26年度中に新たに受け付けた申請は2件で、27年度に繰り越された（表1-2-4、表1-2-5）。

(4) 調停調書の例

Bランク生存者の場合の調停調書の例は、次のとおりである。

なお、Aランク生存者の場合の例は、慰藉料等の金額が異なること、第3項及び第4項（将来の申請人の症状の変化に関する取扱い）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である。また、Cランク生存者の場合の例は、慰藉料等の金額が異なること、第5項（家族の慰藉料支払）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である（表1-2-6）。

[Bランク調停調書の例]

平成〇年（調）第〇号	調 停 調 書
（申請人の住所・氏名）	
東京都千代田区大手町2丁目2番1号	
被申請人	チッソ株式会社
上記代表者代表取締役	（ 氏 名 ）
上記当事者間の損害賠償調停申請事件について、当調停委員会は、平成〇年〇月〇日〇時〇〇分水俣市〇〇会議室において	
調停委員長	（ 氏 名 ）
調 停 委 員	（ 氏 名 ）
調 停 委 員	（ 氏 名 ）
列席し第1回調停期日を開いた。	
申 請 人	（ 氏 名 ）
被申請人代理人	（ 氏 名 ）各出頭
上記期日において明確にした事項は、次のとおりである。	
申請人が調停を求めた事項	
申請人の申請の趣旨とするところは、申請人が被申請人会社水俣工場の排水に起因した水俣病に罹り、これによって精神上、財産上の損害を蒙ったので、これに関する紛争の一切を早期円満に解決するため、妥当な賠償金の支払を含む適切な調停を求めるというにある。	
当委員会は、双方の主張、意見等を検討し、事実の調査をした上、申請人に対し、その精神的苦痛のほか、今後の治療費、過去及び将来の逸失利益、症状とその経過、年齢、職業、収入、その他諸般の事情を斟酌して、慰藉料の支払その他の給付をさせる調停案を作成し、調停を進めたところ、当事者双方は、調停案を受諾し、別紙調停条項のとおり、調停が成立した。	
当事者双方は、それぞれ、本調書の記載が相違ないことを承認し、署名押印した。	
申 請 人	（ 氏 名 ）印

被申請人代理人 (氏 名) 印
平成〇年〇月〇日
公害等調整委員会調停委員会
調停委員長 (氏 名) 印
調停委員 (氏 名) 印
調停委員 (氏 名) 印
公害等調整委員会事務局
審査官 (氏 名) 印
調停条項

- 1 被申請人は、申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め、以下各項に定める金員の支払をすること。
 - (1) 申請人本人に対する慰籍料金1,700万円及びこれに対する昭和〇年〇月〇日（以下「認定申請日」という。）以降平成〇年〇月〇日まで、内金1,600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金1,100万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金100万円に対する同月〇日以降支払済みに至るまで、それぞれ、年5分の割合による遅延損害金
その支払方法は、元金内金100万円については平成〇年〇月〇日支払済みの仮払金100万円、元金内金1,000万円については同年〇月〇日及び同年〇月〇日支払済みの仮払金各金500万円、元金内金500万円については同年〇月〇日支払済みの仮払金540万円の内金500万円をもって充当することとし、前記遅延損害金中金40万円については、前記仮払金540万円の内金40万円をもって充当することとし、前記元金及び遅延損害金の残額については、平成〇年〇月〇日限り申請人方に送金して支払うこと。
 - (2) 治療費
認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）の規定による療養費及び療養手当に相当する額
 - (3) 介護費
認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額
 - (4) 特別調整手当
平成〇年〇月〇日以降1月につき金9万1,000円の割合による額（平成27年3月現在）
その支払方法は、毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払うこと。ただし、平成〇年〇月分までについては、既に支払済みの仮払金をもって充当するものとする。
 - (5) 葬祭料
患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として、金53万8,000円（平成27年3月現在）
その支払方法は、当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払うこと。
- 2 前項の(4)及び(5)の金員については、物価の変動に応じ、総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い、平成〇年6月1日から起算して2年を経過した6月1日ごとに、それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし、その中間の年の6月1日において、前年度の同指数が前々年度のそれより5%を上回った場合においては、当該時期において改定するものとする。
上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。
- 3 将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができるものとする。
- 4 前項の規定により金額が変更された場合においては、被申請人は、変更された金額に係る差額を申請時から支払うものとする。
- 5 申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母について申請人の水俣病罹患による同人らの慰籍料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとする。

- 6 第3項の申請により金額が変更された場合においては、申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母について、申請人の水俣病罹患による同人らの慰藉料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとする。
- 7 申請人が水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。）死亡したときは、相続人は、申請人本人の慰藉料につき、申請人の配偶者、子及び父母は、自己の慰藉料につき、それぞれ、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとする。
- 8 被申請人は、水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努めること。
- 9 被申請人は、将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行すること。
- 10 当事者双方は、本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし、以後互いに協力して、調停条項の円滑な実施に努めること。
- 11 本件調停手続の費用は、被申請人の負担とすること。

表 1-2-2 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況

年度	区分	受付		終結		未済	
		件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
昭和	46	4 件	31 人	0 件	0 人	4 件	31 人
	47	11	147	0	0 (3)	15	175
	48	25	193	10 (1)	106 (1)	29	261
	49	8	28	21	172	16	117
	50	42	259	24	253 (1)	34	122
	51	54	117	40	131 (1)	48	107
	52	62	206	32 (1)	86 (1)	77	226
	53	41	112	71 (8)	161 (81)	39	96
	54	48	72	34	86 (1)	53	81
	55	34	43	49	71	38	53
	56	43	49	33	48	48	54
	57	48	62	40	45	56	71
	58	42	54	45 (1)	55 (1)	52	69
	59	31	41	40	53	43	57
	60	31	39	38	49	36	47
	61	31	38	44	57	23	28
	62	21	21	28	33	16	16
	63	14	14	18	18	12	12
平成	元	5	5	12	12	5	5
	2	13	13	9	9	9	9
	3	2	2	10	10	1	1
	4	1	1	1	1	1	1
	5	1	1	1	1	1	1
	6	0	0	1	1	0	0
	7	0	0	0	0	0	0
	8	0	0	0	0	0	0
	9	0	0	0	0	0	0
	10	0	0	0	0	0	0
	11	0	0	0	0	0	0
	12	2	2	1	1	1	1
	13	0	0	1	1	0	0
	14	0	0	0	0	0	0
	15	0	0	0	0	0	0
	16	0	0	0	0	0	0
	17	0	0	0	0	0	0
	18	0	0	0	0	0	0
	19	1	1	1	1	0	0
	20	0	0	0	0	0	0
	21	0	0	0	0	0	0
	22	2	2	2	2	0	0
	23	0	0	0	0	0	0
	24	0	0	0	0	0	0
	25	0	0	0	0	0	0
	26	1	1	0	0	1	1
計		618	1554	606(11)	1,463(90)		

(注) () 内は取下げ等の外数である。

表 1 - 2 - 3 年度別水俣病認定患者数

年度	区分	認定機関別認定患者数				
		合計	環境省	熊本県	鹿児島県	
昭和31～	45	121 人	人	116 人	5 人	
	46	60		58	2	
	47	216		204	12	
	48	358		292	66	
	49	44		29	15	
	50	161		146	15	
	51	148		109	39	
	52	240		196	44	
	53	175		125	50	
	54	143	1	115	27	
	55	71	5	43	23	
	56	77	3	54	20	
	57	95	10	66	19	
	58	68	1	45	22	
	59	67	5	36	26	
	60	54	0	29	25	
	61	60	1	43	16	
	62	40	3	15	22	
	63	19	1	6	12	
	平成	元	13	1	1	11
		2	18	0	7	11
		3	4	1	0	3
		4	3	0	1	2
		5	1	0	1	0
		6	1	0	1	0
		7	3	0	3	0
8		2	0	1	1	
9		0	0	0	0	
10		0	0	0	0	
11		2	0	1	1	
12		1	0	0	1	
13		0	0	0	0	
14		0	0	0	0	
15	0	0	0	0		
16	0	0	0	0		
17	0	0	0	0		
18	1	0	1	0		
19	2	0	2	0		
20	1	0	0	1		
21	2	0	2	0		
22	0	0	0	0		
23	2	0	2	0		
24	0	0	0	0		
25	3	0	3	0		
26	1	0	0	1		
計		2,277	32	1,753	492	

(注) 1 昭和31～45年度の期間は、昭和31年12月1日～46年3月31日である。
 2 昭和31～45年度の期間の認定患者数は、(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行以前の県条例等により判定された死亡者45人(熊本県44人、鹿児島県1人)を含む。
 (資料) 環境省、熊本県、鹿児島県調べ

表 1-2-4 水俣病に係る損害賠償調停申請事件関連の慰藉料額等
変更申請の処理件数

年度	区分	受付	終結	未済
昭和	49	13件	0件	13件
	50	13	0	26
	51	8	12	22
	52	42	12	52
	53	46	10	88
	54	15	33	70
	55	22	49	43
	56	29	33	39
	57	39	30	48
	58	29	39	38
	59	25	31	32
	60	23	31	24
	61	33	28	29
	62	22	34	17
	63	18	22	13
平成	元	14	15	12
	2	14	19	7
	3	18	13	12
	4	15	18	9
	5	21	17	13
	6	9	13	9
	7	11	11	9
	8	7	10	6
	9	10	10	6
	10	5	8	3
	11	7	5	5
	12	7	5	7
	13	2	7	2
	14	0	2	0
15	1	1	0	
16	4	0	4	
17	4	6	2	
18	9	8	3	
19	5	5	3	
20	2	3	2	
21	4	3	3	
22	3	3	3	
23	4	5	2	
24	2	2	2	
25	1	2	1	
26	2	1	2	
計		558	556	

表 1 - 2 - 5 平成26年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件関連の
慰籍料額等変更申請一覧

事 件 番 号	申 請 受 付 年 月 日	処 理 年 月 日
59年（調）第15号	平 成 25. 7. 10	平 成 26. 6. 10
59年（調）第15号	26. 7. 30	計 1 件
58年（調）第1号	27. 1. 19	
計 3 件（うち平成26年度受付2件）		

表 1-2-6 水俣病ランク別補償額等一覧

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備 考
1	慰藉料	1,800万円	1,700万円	1,600万円	水俣病認定申請日から年5分の遅延損害金
2	治療費	昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による医療費及び医療手当並びに同年9月1日以降の補償法の規定による療養費及び療養手当に相当する額			昭和48年7月9日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給
3	介護手当	昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による介護手当に相当する額に月1万円を加算した額及び同年9月1日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額			同上
4	特別調整手当				(1) 2年ごとに物価スライド(ただし、物価変動が著しい場合は1年目にも改定) (2) 昭和48年4月27日以降の水俣病認定者は認定日から支給
	昭和48.4.27~49.5.31	6万円/月	3万円/月	2万円/月	
	49.6.1~50.5.31	7万円/月	3万5,000円/月	2万4,000円/月	
	50.6.1~51.5.31	8万5,000円/月	4万3,000円/月	3万円/月	
	51.6.1~52.5.31	9万4,000円/月	4万8,000円/月	3万4,000円/月	
	52.6.1~53.5.31	10万2,000円/月	5万2,000円/月	3万7,000円/月	
	53.6.1~54.5.31	11万円/月	5万6,000円/月	4万円/月	
	54.6.1~56.5.31	11万4,000円/月	5万8,000円/月	4万2,000円/月	
	56.6.1~58.5.31	12万9,000円/月	6万6,000円/月	4万8,000円/月	
	58.6.1~60.5.31	13万5,000円/月	6万9,000円/月	5万1,000円/月	
	60.6.1~62.5.31	14万2,000円/月	7万3,000円/月	5万4,000円/月	
	62.6.1~平成元.5.31	14万5,000円/月	7万5,000円/月	5万5,000円/月	
	元.6.1~3.5.31	14万6,000円/月	7万6,000円/月	5万6,000円/月	
	3.6.1~5.5.31	15万7,000円/月	8万2,000円/月	6万円/月	
	5.6.1~7.5.31	16万5,000円/月	8万6,000円/月	6万3,000円/月	
	7.6.1~9.5.31	16万8,000円/月	8万8,000円/月	6万5,000円/月	
	9.6.1~11.5.31	16万9,000円/月	8万9,000円/月	6万6,000円/月	
	11.6.1~13.5.31	17万3,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	13.6.1~15.5.31	17万2,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	15.6.1~17.5.31	17万円/月	9万円/月	6万7,000円/月	
	17.6.1~19.5.31	17万円/月	9万円/月	6万7,000円/月	
	19.6.1~21.5.31	17万円/月	9万円/月	6万7,000円/月	
	21.6.1~23.5.31	17万3,000円/月	9万2,000円/月	6万8,000円/月	
	23.6.1~25.5.31	17万1,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	25.6.1~27.5.31	17万円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	

(注) 上記表中「(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)」は「(旧)特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)」は「補償法」とそれぞれ略称した。

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備考
5 葬祭料		期 間		金 額	(1) 4の備考(1)に同じ (2) 死亡時の金額を葬祭の主宰者に支給
		昭和49.5.31まで		20万 円	
		49.6.1	～ 50.5.31	23万3,000円	
		50.6.1	～ 51.5.31	28万3,000円	
		51.6.1	～ 52.5.31	31万3,000円	
		52.6.1	～ 53.5.31	33万9,000円	
		53.6.1	～ 54.5.31	36万4,000円	
		54.6.1	～ 56.5.31	37万5,000円	
		56.6.1	～ 58.5.31	42万2,000円	
		58.6.1	～ 60.5.31	44万1,000円	
		60.6.1	～ 62.5.31	46万3,000円	
		62.6.1	～ 平成 元.5.31	47万1,000円	
		平成 元.6.1	～ 3.5.31	47万4,000円	
		3.6.1	～ 5.5.31	50万8,000円	
		5.6.1	～ 7.5.31	53万3,000円	
		7.6.1	～ 9.5.31	54万3,000円	
		9.6.1	～ 11.5.31	54万5,000円	
		11.6.1	～ 13.5.31	55万7,000円	
		13.6.1	～ 15.5.31	55万4,000円	
		15.6.1	～ 17.5.31	54万6,000円	
	17.6.1	～ 19.5.31	54万4,000円		
	19.6.1	～ 21.5.31	54万2,000円		
	21.6.1	～ 23.5.31	54万9,000円		
	23.6.1	～ 25.5.31	54万3,000円		
	25.6.1	～ 27.5.31	53万8,000円		
6 症状の見直し		将来、症状に、上位ランクに変更することを相当とするような変化が生じたときは、調停委員会に対し、上記1及び4の金額の変更を申請することができる。			
7 近親者の慰藉料		配偶者等の慰藉料につき、その存否及び金額の決定を、調停委員会に申請できる。			
		上記6により、金額の変更があったとき、左の申請ができる。			
8 申請人が水俣病により死亡したときの慰藉料		相続人等は、死亡者本人及び自己の慰藉料につき、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。			
9 患者・家族の福祉対策		チッソ株式会社は収容施設の整備拡充、治療及び訓練、授産及び職業のあっせん等の方策を講ずることにより、患者及びその家族の福祉増進に寄与するよう努める。			
10 公害防止対策		チッソ株式会社は水俣湾浄化対策を含めた原状回復措置についての具体的方策の早期実現に努め、これについての責任を負担するとともに、既に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行する。			
11 調停手続費用		チッソ株式会社の負担			

2 大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件

(平成25年(調)第5・10号事件)

(1) 事件の概要

本件は、まず、平成25年6月28日、宗教法人、滋賀県等の住民350人、レストラン運営会社及び不動産会社から、残土処分業者、残土処分場所有者及び大津市を相手方(被申請人)として、滋賀県公害審査会に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人残土処分業者は、平成23年4月に大津市長による本件の残土処分場に関する埋立て等の許可決定を受けたが、条件とされた沈砂池、排水路等を設けないまま処分を開始した。同年5月には、本件処分場に沿って流れる川に堆積した土砂が崩落し、申請人宗教法人が所有する山林等に損害を与え、以後、複数回の崩落を起こしながらも、24年末頃まで搬入を継続し、許可申請以上の高さまで残土等を積み上げた。しかも、残土処理の際に転圧を行わなかったため、斜面が大崩落を起こし、申請人宗教法人が所有する山林まで大量の土砂が流入し、川が閉塞され堰止め湖が出現しており、これが崩壊すれば下流域に重大な被害が及ぶ状態となった。この川は、下流域住民の農業用としても活用され、大量の土砂による水質悪化の可能性がある、その汚染は琵琶湖淀川水系全体にも影響を及ぼし得る。さらに本件処分場には、病院敷地内の残土が持ち込まれており、医療廃棄物等が含まれている可能性もある。これらのことから、申請人らは、被申請人残土処分業者に対し、残土の搬入を中止すること、被申請人残土処分業者及び被申請人残土処分場所有者に対し、搬入堆積させた残土を撤去すること、被申請人大津市に対し、条例に基づく権限を適切に行使し、申請人らの危険を速やかに除去するよう努めること、などを求めたものである。

滋賀県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、関係する京都府知事に対し連合審査会の設置について協議したが、協議がととのわなかったため、同条第5項の規定により、平成25年7月24日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会は、同月25日に受け付けた。

その後、同年9月27日、被申請人残土処分場所有者に対する申請が取り下げられ、同月30日、滋賀県大津市等の住民5人から参加の申立てがあり、調停委員会は、同年10月22日、これを許可(平成25年(調)第10号事件)した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、2回の現地調停期日を開催するとともに、現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成26年7月7日、被申請人大津市が、防災対策工事を引き続き行うこと、崩落防止に必要な範囲で景観の改善にも配慮すること、周辺水路の水質及び底質検査を行うこと、また、被申請人残土処分業者が被申請人大津市に対して協力することなどを内容とする調停が成立し、本事件は終結した。

3 徳島市における土壌汚染等による健康被害等調停申請事件

(平成26年(調)第1号事件)

(1) 事件の概要

本件は、まず、平成26年3月14日、徳島県徳島市の住民70人から、産業廃棄物再生処理業者、産業廃棄物排出事業者14社及び徳島県を相手方（被申請人）として、徳島県知事に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。件外産業廃棄物処理業者（既に経営者死亡により経営実態がない）により設置された産業廃棄物最終処分場（安定型）において、不法投棄等が繰り返された結果、本件処分場には管理型産業廃棄物、性状不明な廃棄物や汚泥が埋め立てられ、計画盛土高を超える標高となっており、環境ホルモン類の溶出が危惧されるなど、周辺的生活環境に重大な支障を生じるおそれがある。これらのことから、申請人らは、被申請人らに対し、共同して、①本件処分場等におけるボーリング調査（産業廃棄物の埋立状況、汚染の状況調査）、②本件処分場等の周辺における地下水分析等の継続的な調査、③周辺的生活環境の汚染を引き起こさないよう適切な措置を講じること、を求めるものである。

徳島県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、関係する香川県知事に対し連合審査会の設置について協議したが、協議がととのわなかったため、同条第5項の規定により、平成26年3月31日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会は、同年4月3日に受け付けた。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、1回の現地調停期日を開催するとともに、廃棄物処分場分野全般に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

第2節 平成26年度に係属した裁定事件

平成26年度に公害等調整委員会が受け付けた裁定事件は、18件であり、これらに前年度から繰り越された49件を加えた計67件が26年度に係属した。このうち25件が26年度に終結し、残り42件が27年度に繰り越された（表1-2-1）。

1 寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件 （平成23年（ゲ）第2号事件・平成24年（ゲ）第2・9号事件）

(1) 事件の概要

平成23年3月1日、大阪府、奈良県及び京都府の住民51人から、廃プラスチック処理会社と北河内4市リサイクル施設組合を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている皮膚症状、粘膜刺激症状、神経系の機能障害等を中心とする健康被害は、被申請人らの廃プラスチック処理施設から排出される有害化学物質によるものである、との原因裁定を求めたものである。

その後、平成24年1月25日、大阪府寝屋川市の住民11人から（平成24年（ゲ）第2号事件）、同年12月26日、同市の住民11人から（平成24年（ゲ）第9号事件）、それぞれ同内容の原因裁定を求める申請があり、同年2月6日（平成24年（ゲ）第2号事件）、25年1月15日（平成24年（ゲ）第9号事件）、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、7回の審問期日（5回の現地期日を含む。）を開催するとともに、廃プラスチック処理施設から排出される有害化学物質と健康被害の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員3人を選任したほか、現地調査等、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成26年11月19日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成23年（ゲ）第2号（以下「第1事件」という。）、平成24年（ゲ）第2号（以下「第2事件」という。）、第9号（以下「第3事件」という。）

寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件

裁 定

（当事者の表示省略）

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

申請人らに生じている皮膚症状、粘膜刺激症状、神経系の機能障害などを中心とする健康被害は、被申請人らの廃プラ処理施設から排出される有害化学物質によるとの原因裁定を求める。

なお、申請人ら各人に生じている健康被害は、記載のとおりである。

2 被申請人ら

(1) 本案前の答弁

- 本件裁定申請をいずれも却下する。
 (2) 本案の答弁
 本件裁定申請をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

本件は、〇〇地域に居住する又は居住していた申請人らが、被申請人 a（以下「被申請人 a」という。）が設置する施設（以下「本件 b 施設」という。）及び被申請人北河内 4 市リサイクル施設組合（以下「被申請人 4 市組合」という。）が設置する施設「リサイクルプラザかざぐるま」（以下「本件 4 市組合施設」という。また、本件 b 施設と併せて「本件各施設」という。）が操業してプラスチックの処理等を行うことにより有害化学物質が排出され、それによって皮膚症状、粘膜刺激症状、神経系の機能障害などを中心とする健康被害を受けているとして、これらの健康被害の原因が本件各施設から排出される有害化学物質によるものである旨の裁定を求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」
 → 一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、
 該当する事件を参照）

2 島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件

（平成23年（ゲ）第4号事件）

(1) 事件の概要

平成23年3月7日、長崎県島原市の食品会社から、畜産会社3社及び畜産事業者1人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が食品製造に使用している井戸から硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されたのは、被申請人らが開設した養豚場等から排出されたし尿によるものである、との原因裁定を求めたものである。

なお、申請人の裁定を求める事項は、第2回審問期日において裁定書記載のとおり変更された。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の現地審問期日を開催するとともに、養豚場等から排出されるし尿と地下水汚染の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、裁定委員会による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成27年2月10日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成23年（ゲ）第4号

島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件

裁 定

（当事者の表示省略）

主 文

- 1 申請人の所有する井戸について、平成17年2月23日以降に検出された硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による水質汚濁は、平成12年3月頃から a において処理水の蒸発散処理をやめるまでの間（「事実及び理由」第2の1(2)イ参照）、被申請人 b、被申請人 c 又は被申請人 d が a に持ち込んだし尿の処理を原因とするものと認められる。
- 2 申請人のその余の裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人の所有する井戸について、平成17年2月23日以降に検出された硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による水質汚濁並びに平成12年に検出された大腸菌群による水質汚濁の原因は、被申請人らが養豚場から排出したし尿並びに被申請人b、被申請人c及び被申請人dがaにおいて処理したし尿である、との裁定を求める。

2 被申請人ら

本件裁定申請を棄却する、との裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、申請人が自社敷地内の井戸からくみ上げた地下水を利用して食品製造業を営んでいたところ、同地下水から水道法所定の水質基準を上回る硝酸性窒素、亜硝酸性窒素及び大腸菌群が検出されたことについて、上記地下水の上流域において養豚業を営む被申請人らによって排出又は処理されたし尿が原因であると主張して、その旨の原因裁定を求めた事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

3 加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定嘱託事件

(平成23年(ゲ)第7号事件)

(1) 事件の概要

平成23年9月7日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、さいたま地方裁判所から、原因裁定を求める嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。埼玉県加須市の住民1人(原告)が所有する土地の地盤沈下及び地上建物の柱・床・塀の傾斜、外壁・内壁・土間・塀等に亀裂が生じたのは、同市住民2人(被告ら)が、昭和52年頃以降において、原告所有地の境界線から110cmの地点に設置した井戸から地下水をくみ上げたことによるものであるかどうかについて、原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するとともに、地下水のくみ上げと地盤沈下との間の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査等、原告本人及び被告本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成26年9月29日、下記のとおり裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成23年(ゲ)第7号

加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定嘱託事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

被告らが、昭和52年頃以降において、物件目録2記載の土地上の井戸から地下水をくみ上げた

ことにより、同目録1, 3記載の各土地の地盤沈下及び同土地上建物の柱・床・塀の傾斜、外壁・内壁・土間・塀等に亀裂が生じたと認めることはできない。

理 由

第1 嘱託事項

原告について物件目録1, 3記載の各土地の地盤沈下及び同土地上建物の柱・床・塀の傾斜、外壁・内壁・土間・塀等に亀裂が生じたのは、被告らが、昭和52年頃以降において、同目録2記載の土地上の井戸から地下水をくみ上げたことによるものであるか。

第2 事案の概要

物件目録記載1及び3の各土地（以下それぞれ「本件土地1」及び「本件土地3」という。）の所有者である原告は、被告らが、本件土地1に隣接する物件目録記載2の土地（以下「本件土地2」という。）上に存する井戸（以下「本件井戸」という。）から長期間にわたって地下水を大量にくみ上げたことによって、本件土地1及び3において地盤沈下が生じ、同土地1上の建物の損傷並びに本件土地1及び3の土地価格の下落などの被害を受けたなどと主張して、被告らに対し、所有権又は不法行為に基づき、本件井戸からの地下水のくみ上げの差止め、本件井戸の撤去及び1329万2500円の損害賠償金の支払等を求める訴訟をさいたま地方裁判所に提起した（以下「本件訴訟」という。）。

本件は、本件訴訟の受訴裁判所から当委員会に対し、本件訴訟に係る地下水のくみ上げと原告所有の土地の地盤沈下及び建物の亀裂等との因果関係の有無について、公害紛争処理法42条の3第1項に基づく原因裁定の嘱託がされたものである。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照）

4 茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰謝料等責任裁定申請事件

（平成23年（セ）第10号事件・平成27年（調）第2号事件）

(1) 事件の概要

平成23年9月29日、神奈川県茅ヶ崎市の住民1人から、スーパーマーケット経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅に隣接する被申請人経営のスーパーマーケットに設置されたコンプレッサー等の機器から発生する騒音及び低周波音、並びに商品搬入のカーターの音、冷蔵庫の開け閉めの音、人の声、荷さばきの音等により、健康障害及び精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金432万7,800円等の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、騒音及び低周波音に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成27年2月10日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（平成27年（調）第2号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同年3月11日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

5 鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件

(平成23年(ゲ)第9号事件)

(1) 事件の概要

平成23年11月29日、鹿児島県西之表市の住民13人から、土地開発会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが沿岸漁業を営んでいる馬毛島周辺の海域において、トコブシ、アサヒガニ等海産物の漁獲量が減少し、漁業被害を受けたのは、被申請人が施工している飛行場建設工事において森林伐採を行った結果、土砂が周辺海域に流れ込み海洋汚染を生じたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、土砂流出と漁業被害に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めている。

6 岐阜県笠松町における騒音等による財産被害等責任裁定申請事件

(平成23年(セ)第12・12-2号事件・平成26年(調)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成23年12月8日、岐阜県笠松町の住民1人から、岐阜県、食品会社4社及び惣菜製造事業協同組合を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人4社が共同で設立し、被申請人岐阜県が設立の承認及び融資をした協同組合が操業している惣菜製造工場から発生する騒音及び悪臭により、申請人は生活が困難となり転居を余儀なくされたほか、肉体的、精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金3,782万4,895円等の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、騒音及び臭気に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成26年6月5日、公害紛争の処理手続等に関する規則(昭和47年公害等調整委員会規則第3号)第55条において準用する同規則第14条第1項の規定により食品会社4社及び惣菜製造事業協同組合に対する申請に係る手続を分離するとともに(平成23年(セ)第12号-2事件)、同日、当事者間の合意による解決が相当であると判断し、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(平成26年(調)第2号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同年7月3日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定については取り下げられたものとみなされ、同事件は終結した。

また、岐阜県に対する申請に係る手続については、同日、申請人から都合により申

請を取り下げる旨の申出があり、同事件は終結した。

7 安来市における宅地造成工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件

(平成24年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成24年1月23日、島根県安来市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人所有の建物が浮き上がり、破損したのは、被申請人が隣接地の宅地造成を行った際、盛土等の圧力により造成土砂を地盤沈下させたことに伴う土圧、水圧によるものである、との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、宅地造成工事と申請人所有の建物の破損等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成26年7月29日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成24年(ゲ)第1号

安来市における宅地造成工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人の建物の浮き上がりと破損、土間の破損及び地下ピットの破損等は、被申請人が隣接地を宅地造成した際に、悪条件のもとで不手際な施工を行い、更に盛土等の土圧により造成地を地盤沈下させたため、申請人の建物敷地に過大な土圧・水圧がかかったことによるものである、との原因裁定を求める。

2 被申請人

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、自己の所有する建物の破損等の原因が、上記第1の1記載の事情によるものであるとして、その因果関係の判断を求めている事案(原因裁定)である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」

→ 一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

8 野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件

(平成24年(ゲ)第3号事件・平成25年(ゲ)第5・6・7号事件)

(1) 事件の概要

平成24年3月7日、千葉県野田市の住民3人から、産業廃棄物処理業者を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人がめまい、吐き気、舌のしびれ等の健康被害を受けたのは、被申請人が操業をする産業廃棄物処理施設の操業に伴って排出された化学物質によるものである、との原因裁定を求めるものである。

その後、平成25年3月11日、同市の住民20人から（平成25年（ゲ）第5号事件）、同年4月3日、同市の住民1人から（平成25年（ゲ）第6号事件）、同年6月4日、同市の住民1人から（平成25年（ゲ）第7号事件）、それぞれ同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年3月25日（平成25年（ゲ）第5号事件）、同年4月23日（平成25年（ゲ）第6号事件）、同年6月25日（平成25年（ゲ）第7号事件）、これらを許可した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するとともに、当該施設から排出された化学物質と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任するなど、手続を進めている。

9 岩国市におけるポンプ場建設工事による騒音・振動・地盤沈下被害責任裁定申請事件 （平成24年（セ）第4号事件）

(1) 事件の概要

平成24年6月15日、山口県岩国市の住民1人から、岩国市を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が行ったポンプ場の建て替えにおいて、不適切な方法で行った工事がもとで発生した騒音・振動、地盤沈下により、申請人所有の貸家に被害が発生し、建物の借家人が退去して家賃収入が得られなくなった。また、振動や騒音が止まない家屋に生活していた申請人の夫が心筋梗塞により亡くなった。このため、家賃損害、貸家の建て替え及び地盤沈下の修正の費用、申請人の夫の慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金6,740万2,000円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成26年6月5日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成24年（セ）第4号 岩国市におけるポンプ場建設工事による騒音・振動・地盤沈下被害責任裁定申請事件 裁 定 （当事者の表示省略）

主 文
申請人の本件裁定申請を棄却する。
事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

- 1 申請人
被申請人は、申請人に対し、金6740万2000円を支払え。
- 2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、被申請人が設置した排水施設であるポンプ場の改修工事により、近隣に居住していた亡a（以下「亡a」という。）所有の土地の地盤が沈下し、同土地の建物が損傷するとともに、工事の騒音及び振動により申請人及び亡aが精神的苦痛を被ったとして、亡aの相続人の一人である申請人が、被申請人に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、損害金の支払を求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」
→ 一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、
該当する事件を参照）

10 大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件

（平成25年（セ）第1号事件・平成25年（セ）第14・15・16号事件）

(1) 事件の概要

平成25年1月9日、大阪府大東市の住民14人から、金属加工会社を相手方（被申請人）として、責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。自宅のアルミサッシの被膜が剥がれるなどの申請人らの財産的被害等は、被申請人の工場から排出される硝酸等を含んだ有害なガスによるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金合計5,992万2,000円の支払を求めるものである。

その後、同年5月24日、同一原因による被害を主張する同市の住民3人から個別に参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年6月25日、これらを許可（平成25年（セ）第14・15・16号事件）した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けるとともに、平成25年1月29日、平成25年（ゲ）第1号事件を併合し、1回の現地審問期日を開催するとともに、アルミ表面処理技術と金属表面処理工場の環境対策に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

11 大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等原因裁定申請事件

(平成25年(ゲ)第1号事件・平成25年(ゲ)第8・9・10号事件)

(1) 事件の概要

平成25年1月9日、大阪府大東市の住民14人から、金属加工会社を相手方(被申請人)として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。自宅のアルミサッシの被膜が剥がれるなどの申請人らの財産的被害等は、被申請人の工場から排出される硝酸等を含んだ有害なガスによるものである、との原因裁定を求めるものである。

その後、同年5月24日、同一原因による被害を主張する同市の住民3人から個別に参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年6月25日、これらを許可(平成25年(ゲ)第8・9・10号事件)した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けるとともに、平成25年1月29日、平成25年(セ)第1号事件に併合し、手続を進めている。

12 尼崎市における振動等による財産被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成25年1月28日、兵庫県尼崎市の法人1社から、尼崎市、建設会社及びコンサルタント会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、①被申請人市が発注し被申請人建設会社が行った河川改修工事により、申請人の敷地内に地割れ、陥没等が発生し、建物が傾くなどの被害が生じ、補修が必要となった、②被申請人コンサルタント会社の行った工事の事前、事後の家屋調査は、公平さを欠いたものであったため、業者2社に調査のやり直しを依頼しなければならなかった、③被害が生じてから速やかに被申請人市が対処しなかったため、弁護士や建築家に相談するなどの費用が生じたとして、①について被申請人市と被申請人建設会社に対し、連帯して、損害賠償金190万円、②について被申請人コンサルタント会社に対し、同11万円、③について被申請人市に対し、同32万円の支払をそれぞれ求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、兵庫県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、建物の構造に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めたが、平成27年2月17日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終了した。

13 燕市における振動等による財産被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成25年2月4日、新潟県燕市の住民1人から、新潟県、燕市及び建設会社2社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人県が発注し被申請人建設会社Aが行った護岸工事、並びに、被申請人市が発注し被申請人建設会社Bが行った道路工事の振動等により、申請人所有の工場、自宅及び自宅兼工場にひび割れの発生と拡大の被害が生じ、また、申請人は工事の振動により精神的苦痛も受けたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金1億2,633万1,947円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成27年2月10日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

<p>公調委平成25年（セ）第4号 燕市における振動等による財産被害等責任裁定申請事件</p> <p style="text-align: center;">裁 定 (当事者の表示省略)</p> <p style="text-align: center;">主 文 本件裁定申請をいずれも棄却する。 事 実 及 び 理 由</p> <p>第1 当事者の求める裁定 1 申請人 被申請人らは、申請人に対し、連帯して1億2633万1947円を支払え。 2 被申請人ら 主文と同旨</p> <p>第2 事案の概要 本件は、申請人が、被申請人新潟県（以下「被申請人県」という。）が発注し、被申請人 a（以下「被申請人 a」という。）が施工した〇〇地内△△の護岸工事並びに被申請人燕市（以下「被申請人市」という。）が発注し、被申請人 b（以下「被申請人 b」という。）が施工した△△の橋梁工事に係る△△護岸工事及び道路新設工事等に伴う振動等により、自己の所有する複数の建物に破損等が発生したと主張して、不法行為（民法709条，716条，719条）に基づき、合計1億2633万1947円の損害賠償を求めている事案である。 (以下省略)</p>

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」
→ 一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、
該当する事件を参照）

14 静岡市における廃棄物処理施設からの排出物質による健康被害原因裁定申請事件

（平成25年（ゲ）第2・14号事件）

(1) 事件の概要

平成25年2月14日、静岡県静岡市の住民1人から、静岡市を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が在住する町内の住民の発癌率の増加は、

廃棄物処理業者が起こした火災事故で流出した多量の廃油、廃塗料による地下水の汚染を、被申請人が認識しながらもこれを放置したことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

その後、同年12月25日、同市の住民5人から、同内容の原因裁定を求める申請があり（平成25年（ゲ）第14号事件）、平成26年2月12日、これを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、地下水に含まれる諸物質と申請人らの住んでいる地域におけるがんの発症状況との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

15 七尾市における低周波音による健康被害原因裁定囑託事件

（平成25年（ゲ）第3号事件）

(1) 事件の概要

平成25年2月19日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、金沢地方裁判所七尾支部から、原因裁定を求める囑託があった。

囑託事項は以下のとおりである。石川県七尾市の住民3人（原告ら）ら方に隣接する、①燃糸工場操業者（被告）の工場に設置された燃糸機械2台から低周波音が発生しているかどうか及び発生した低周波音が原告ら方に到達しているかどうか、②上記①が認められた場合に、原告らに生じた心身の障害が、被告の工場に設置された燃糸機械2台から発生した低周波音によるものであるかどうかについて、原因裁定を求めたものである。

なお、被告の工場の燃糸機械を製造した会社が、補助参加している。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本囑託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、騒音・低周波音の測定・分析・評価に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託業者による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成26年6月13日、下記のとおり裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成25年（ゲ）第3号

七尾市における低周波音による健康被害原因裁定囑託事件

裁 定

（当事者の表示省略）

主 文

物件目録記載の土地上の被告の工場に設置された燃糸機械2台から低周波音が発生しているが、それが原告ら方に到達していることは認められない。

事 実 及 び 理 由

第1 囑託事項

- 1 物件目録記載の土地上の被告の工場（以下「本件工場」という。）に設置された燃糸機械2台から低周波音が発生しているかどうか及び発生した低周波音が原告ら方に到達している

かどうか。

2 上記1が認められた場合に、原告らに生じた心身の障害が、本件工場に設置された燃糸機械2台から発生した低周波音によるものであるかどうか。

第2 事案の概要

原告らは、本件工場に設置された燃糸機械2台から低周波音が発生しており、これによって原告らの心身に障害が発生したとして、金沢地方裁判所七尾支部に対し、平成24年4月25日付けで、被告に対して合計9243万2013円の損害賠償等を求める訴訟を提起した。

本件は、同支部から公害等調整委員会に対し、平成25年2月19日、本件訴訟に係る燃糸機械2台から発生する低周波音と原告らの心身の障害との間の因果関係の存否について、公害紛争処理法42条の32第1項に基づく原因裁定の嘱託がなされたものである。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

16 秦野市における道路騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成25年2月21日、神奈川県秦野市の住民1人から、秦野市を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人は、下水道工事を行った際、工事で発生する騒音・振動を考慮せず、通行車両を全面開放としたため、騒音・振動が発生させ、工事終了後も、施工不良により工事箇所付近で道路騒音・振動が発生させた。申請人は、被申請人が発生させた道路振動により、申請人の家屋の基礎部分に生じた重大な損傷の補修を行ったり、肉体的・精神的苦痛を受けたなどとして、被申請人に対し、損害賠償金500万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成27年3月5日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成25年(セ)第5号
秦野市における道路騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、500万円を支払え。

2 被申請人

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、自宅前の県道において被申請人が実施した下水道工事の施工不良等により車両通行時の道路振動が悪化し、自己の所有する建物に亀裂が入り、ガス配管に破損のおそれが発生したと主張して、不法行為（民法709条、716条）に基づき、建物の修理費用、オール電化への切替工事費用及び精神的苦痛に伴う慰謝料の合計500万円の損害賠償を求めている事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

17 仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件

(平成25年(ゲ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成25年2月22日、東京都千代田区の石油会社から、同社給油所跡地近傍地の所有者3人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が行っていた給油所における事業活動及び給油所の解体工事と、被申請人ら土地の土壌汚染及び地下水の水質汚濁との因果関係は存しない、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らの各土地の汚染と申請人の事業活動等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

18 海老名市における解体工事による振動被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第7号事件)

(1) 事件の概要

平成25年3月25日、神奈川県海老名市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人は、学校解体工事において発生させた振動規制法に著しく違反した工事振動により、申請人宅に亀裂、床の傾斜等の被害を生じさせ、また、申請人の主張する被害を認めようとせず、交渉を引き延ばすなどの交渉態度をとり、申請人は著しい精神的苦痛を受け、多大な交渉労務を強いられたとして、被申請人に対し、損害賠償金2,176万円の支払を求めたものである。

なお、平成26年7月24日、慰謝料の請求に関する申請を取り下げるなどの申出があった(請求金額は、1,092万1,738円に減縮。)

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を

開催するとともに、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成26年11月28日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

<p>公調委平成25年（セ）第7号 海老名市における解体工事による振動被害責任裁定申請事件 裁 定 (当事者の表示省略) 主 文 申請人の本件裁定申請を棄却する。 事 実 及 び 理 由</p> <p>第1 当事者の求める裁定 1 申請人 被申請人は、申請人に対し、金1092万1738円を支払え。 2 被申請人 主文同旨</p> <p>第2 事案の概要 本件は、申請人が、建物解体工事における振動により申請人外と共有する建物の壁等の損傷（表面被害）、床傾斜、戸枠歪み、柱梁接合部ずれ、家屋傾斜、地盤基礎傾斜等の被害（構造的被害）が発生したと主張して、上記解体工事を施工した被申請人に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権による損害金の支払を求める事案である。 (以下省略)</p>
--

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」
→ 一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、
該当する事件を参照)

19 大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件

(平成25年（セ）第8号事件)

(1) 事件の概要

平成25年4月11日、神奈川県横浜市の住民2人から、電子部品製造会社2社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人ら工場の排気のために、工場周辺に居住していた申請人らは全身の皮膚炎、頭痛、吐き気等の健康被害を受け、また、避難のために転居を余儀なくされたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計8,828万5,516円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、当該工場の排気と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めている。

20 浦安市における建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第11号事件)

(1) 事件の概要

平成25年5月2日、千葉県浦安市の住民3人から、マンション建築主2人、建築設計会社及び建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが行ったマンション建設工事により、周辺では地盤沈下が生じ、申請人ら建物は工事現場側に向かって傾き、床と壁の間に隙間が生じるなど、様々な被害が生じたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計1,481万1,881円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、マンション建設工事における水抜き作業や矢板の引き抜きと地盤沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

21 沼津市における工場からの騒音・振動被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第12号事件)

(1) 事件の概要

平成25年5月30日、静岡県沼津市の住民1人から、建築工事会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の操業する工場は、長期休暇・日曜以外、朝6時から深夜まで機械等を稼働させて騒音及び振動を発生させ、近隣の住民に被害を与えており、その騒音は騒音規制法等の基準値を超過しているため、自治会で話し合い、土日祝日は営業しないことや操業時間の短縮を求めたが改善は見られず、また、工場騒音を基準値以下に抑える覚書を取り交わしたものの、騒音は基準値以下にならず、申請人は、被申請人の発生させた騒音・振動により、精神的苦痛などを受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金5,040万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成27年3月4日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成25年(セ)第12号

沼津市における工場からの騒音・振動被害責任裁定申請事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

1 被申請人は、申請人に対し、金30万円を支払え。

2 申請人のその余の裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、金5040万円を支払え。

2 被申請人
本件裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要
本件は、申請人が、被申請人の営む鉄骨建築工事・鋼製建具工事に伴う騒音により、精神的苦痛を被ったとして、被申請人に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、平成22年5月29日から平成25年5月28日までの間の慰謝料として5040万円の支払を求める事案である。
(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」
→ 一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、
該当する事件を参照)

22 泉大津市における土壌汚染被害原因裁定嘱託事件

(平成25年(ゲ)第11号事件)

(1) 事件の概要

平成25年7月2日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、大阪地方裁判所から、原因裁定を求める嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。兵庫県姫路市のアスファルト等加工会社(原告)が設けている大阪府泉大津市所在の営業所の隣地で発生した、石油会社A(被告A)が設置していた送油ポンプからの油の漏洩、又は(及び)、石油会社B(被告B)が設置していた油槽所からの油の漏洩と、原告土地の土壌汚染との因果関係の有無について、原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、原告所有地の土壌汚染と被告2社がそれぞれ起こした油の漏洩事故との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、委託業者による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

23 湖南市における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件

(平成25年(ゲ)第12号事件)

(1) 事件の概要

平成25年7月17日、滋賀県湖南市の陸運会社から、鑄鉄等加工会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の倉庫の屋根がザラザラになり、屋根の内側のひさしの上部が著しくさび、またテントに穴が開いたのは、被申請人の工場から飛散する鉄粉によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場か

ら飛散したものと倉庫の屋根等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、委託業者による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

24 千葉市における鉄道騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第17号事件)

(1) 事件の概要

平成25年7月18日、千葉県千葉市の住民1人から、鉄道会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、近隣の電気機関車の車庫への入出庫時に発生する騒音及び振動によって、会話の聞き取り等に不自由を感じ、また、居住家屋に揺れ・きしみが生じ、精神的苦痛を受け、壁にひび割れが生じる等の被害を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金461万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

25 木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第18号事件)

(1) 事件の概要

平成25年7月25日、千葉県木更津市の賃貸用建物家主4人から、飲食店経営者等5人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らの店舗は、カラオケ騒音及び店舗外での客の騒擾等により、周辺住民に多大な迷惑をかけている。申請人Aは、店舗近隣の賃貸用建物の家主として不法行為の仲裁に追われ、まともな休日をとれず、不安抑うつ状態になり、生活に支障を来し、肉体的・精神的・金銭的苦痛を受けている。また、申請人ら所有賃貸用建物も、退去者が出るなどの被害を受けており、空室期間の財産的損害と精神的苦痛を受けている。これを慰謝するため、申請人らは、被申請人らに対し、連帯して、申請人Aに対し1,500万円、Bに対し400万円、Cに対し200万円、Dに対し270万円の損害賠償金の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

26 土岐市における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第19・25号事件)

(1) 事件の概要

平成25年7月26日、岐阜県土岐市の住民1人から、近隣住民（製陶工場経営者）を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人の製陶工場内の機械から発生する音、振動により、頭痛、耳鳴り等を発症し、病院にてうつ状態と診断された。この治療費、防音のための家屋壁面補修費及び肉体的・精神的苦痛を慰謝するためとして、被申請人に対し、損害賠償金377万6,960円の支払を求めたものである。

その後、同年11月28日、同市の住民2人から、損害賠償金合計278万7,000円の支払を求める同内容の責任裁定申請があり（平成25年（セ）第25号事件）、同年12月9日、これを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、騒音測定結果の分析・評価や騒音及び振動の心身への影響評価等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成26年9月25日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成25年（セ）第19号，同第25号
土岐市における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件
裁 定
(当事者の表示省略)
主 文
申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。
事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定
1 申請人ら
(1) 被申請人は、申請人 a に対し、377万6960円を支払え。
(2) 被申請人は、申請人 b に対し、43万4000円を支払え。
(3) 被申請人は、申請人 c に対し、235万3000円を支払え。
2 被申請人
主文同旨

第2 事案の概要
本件は、申請人らが、被申請人の工場内の攪拌機及び除湿乾燥機の稼働に伴う騒音及び振動により、申請人 a が頭痛、耳鳴り等の健康被害を発症し、自宅の防音工事や転居を強いられたなどと主張して、被申請人に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、申請人 a において金377万6960円、同 b において金43万4000円、同 c において金235万3000円の支払をそれぞれ求める事案である。
(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」
→ 一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、
該当する事件を参照)

27 鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件 (平成25年（セ）第21号事件)

(1) 事件の概要

平成25年9月13日、神奈川県鎌倉市の住民2人から、ドッグスクール経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人は、申請人ら宅の隣接地にドッグスクールを開校し、犬の鳴き声やトレーナーの大声による騒音及び悪臭を発生させている。この騒音により、申請人Aは不安、不眠、食欲低下等の健康被害を受け、申請人らは避難のための転居を余儀なくされ、また、ドッグスクールの存在による申請人ら宅の不動産価格の下落等の損害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金合計1,082万800円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、騒音評価に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

28 世田谷区における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

（平成25年（セ）第22号事件・平成26年（セ）第6号事件・平成26年（調）第3号事件）

(1) 事件の概要

平成25年10月18日、東京都世田谷区の住民2人から、建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人兩名が居住するアパートに隣接したガソリンスタンドの解体工事から発生した騒音・振動により、申請人Aは、不眠になり休業を余儀なくされ、申請人Bは、体調不良、不眠などの健康被害を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金合計311万7,661円の支払を求めたものである。

その後、平成26年7月9日、同一原因による被害を主張する同区等の住民7人から参加の申立てがあった（平成26年（セ）第6号事件）が、同年11月6日、参加の申立てを取り下げる旨の申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、申請人Bにおいて、平成26年7月9日、申請を取り下げた。また、裁定委員会は、申請人Aと被申請人との間では当事者間の合意による解決が相当であると判断し、同年11月7日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（平成26年（調）第3号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同月28日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

29 台東区におけるビル建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第23号事件)

(1) 事件の概要

平成25年10月21日、東京都台東区の宗教法人から、建設会社及び鉄道会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが施工したビル建設工事により、申請人の住所地に不同沈下が発生し、本堂玄関前の床コンクリートに亀裂、本堂に柱の傾き等の被害が生じたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金1,113万2,999円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、ビル建設前の既設建物の基礎杭引抜き工事やビル建設時の掘削による地下水くみ上げと地盤沈下被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

30 中央区におけるビル工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第24号事件)

(1) 事件の概要

平成25年10月28日、埼玉県越谷市の不動産会社から、建設会社及び不動産会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが施工した既存ビルの解体工事による振動、解体後の新築ビル基礎工事のための掘削工事及びその際の地下水くみ上げにより、申請人所有の賃貸ビルに沈下、傾斜等の被害が生じたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金7,140万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、建築構造に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託業者による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

31 高島市における散水融雪設備の稼働による地盤沈下被害原因裁定申請事件

(平成25年(ゲ)第13号事件)

(1) 事件の概要

平成25年11月7日、滋賀県高島市の住民1人から、国(代表者国土交通大臣)を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅の土地の地盤が沈下し、建物の傾斜が発生したのは、被申請人が設置した散水融雪設備の稼働によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、散水融雪設備の稼

働と地盤沈下被害の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、委託業者による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

32 市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第26号事件)

(1) 事件の概要

平成25年12月26日、千葉県市川市の住民14人から、食品会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人工場のパン焼き釜等の機械の稼働、物品の搬出入により、申請人らには、騒音、振動、悪臭等による不快感、睡眠障害等の健康被害が生じているとして、被申請人に対し、申請人Aに対し3,000万円、他13人に対しそれぞれ1,000万円の損害賠償金の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、臭気及び騒音に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

33 香南市における道路工事からの振動による財産被害責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成26年1月7日、高知県高知市等の住民3人から、国(代表者国土交通大臣)及び建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人会社が施工した歩道工事に伴う振動により、申請人ら所有の家屋の壁・基礎等に亀裂が発生し、トイレも漏水して使用できなくなり、申請人Aは、仕事引退後、この家屋に移り住む予定だったが、できないでいる。公共事業の施工に伴う建物等の損傷であるので、定められた調査をするよう被申請人国に申し出たが、拒否されている。このため、申請人らは、被申請人らに対し、連帯して、申請人Aに対し4,000万円、他2人に対しそれぞれ1,000万円の損害賠償金の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、高知県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、環境振動に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

34 静岡県函南町における拡声器からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成26年1月14日、静岡県函南町の住民1人から、函南町を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が開催した各種イベントの際の開催告知を含む拡声器からの騒音により、睡眠を妨げられたほか、動悸の発生、持病の不整脈の悪化の不安が生じ、肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金10万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成27年3月27日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成26年(セ)第2号
静岡県函南町における拡声器からの騒音による健康被害責任裁定申請事件
裁 定
(当事者の表示省略)
主 文
申請人の本件裁定申請を棄却する。
事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、10万円を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、普通地方公共団体である被申請人に対し、被申請人が防災行政無線屋外拡声子局を通じて行う放送の実施中やイベント開催中に発生する騒音(以下「本件騒音」という。)により、肉体的・精神的苦痛を被ったと主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき10万円の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」
→ 一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終了した公害紛争事件」と進み、
該当する事件を参照)

35 座間市における工場からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成26年2月6日、神奈川県座間市の住民2人から、金属加工会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の工場は、平日午前7時前頃から午後9時過ぎ頃まで、さらに、土曜、日曜、祭日も作業をし、工場内の機械から騒音、振動を発生させている。これにより、申請人らは、精神的、肉体的苦痛を受けており、また、騒音、振動対策のための防音フェンスや二重サッシの設置等の費用が必要であるとして、被申請人に対し、申請人Aに対し349万9,000円、申請人Bに対し100万円の損害賠償金の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

36 静岡市における騒音等による健康被害責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成26年3月26日、静岡県静岡市の住民1人から、静岡県を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の高校にある和太鼓部の活動で発生する騒音等により、申請人は、聴覚過敏症状等を発症し、精神的・肉体的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金合計100万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、平成26年12月3日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

37 長野市における建物解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件

(平成26年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成26年5月9日、長野県長野市の住民1名から、建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅及び申請人宅土地上の土留壁・ブロック塀の損傷は、被申請人が事業活動地において実施した建物解体工事によって生じたものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、平成26年8月26日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の26第2項の規定に基づき、裁定手続を中止した。

38 横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成26年5月12日、神奈川県横浜市の住民1人から、横浜市及び近隣住民3人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。平成13年に被申請人横浜市が行った下水管工事以降、申請人宅前道路が振動しており、申請人は、この振動により腰椎圧迫骨折を発症したことに加え、家の補修金が発生したほか、肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人横浜市に対し、損害賠償金1,117万7,500円の支払を求めたものである。また、被申請人A及びBは、申請人宅裏側の土地内にある排水管を2世帯で使用しており、大量の水が流れるたびに申請人宅に振動を発生させている。さらに、被申請人Cは、C宅擁壁外側の排水管から夜遅くまで申請人宅前道路に振動を発生させるため、申請人は毎日深夜まで寝られず、頭痛等を発症している。以上により、肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人A、B及びCに対し、それぞれ損害賠償金111万7,750円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めたが、平成26年6月19日、申請人から申請を取り下げの旨の申出があり、本事件は終結した。

39 横浜市における騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

（平成26年（ゲ）第2号事件）

(1) 事件の概要

平成26年7月4日、神奈川県横浜市の住民2名から、隣人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている不眠症及び目まい症等の健康被害は、被申請人が自らの所有する土地に設置した給湯機から発生する騒音及び低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

40 沼津市における工場からの悪臭等による財産被害等責任裁定申請事件

（平成26年（セ）第7号事件）

(1) 事件の概要

平成26年8月26日、静岡県沼津市の住民1名から、自動車修理加工会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人工場では、洗浄及び廃油処理スペースで洗車や部品洗浄等の作業及び廃油処理を行っており、作業中、ディーゼルエンジンに由来する排気ガス・粉じん・悪臭・騒音等が発生し、これにより、申請人は、精神的苦痛を受けるとともに、申請人宅のベランダの屋根、ガレージのシャッター及び二重窓の設置や建物外観及び内部の清掃などの対策費用を支出したなどとして、被申請

人に対し、損害賠償金250万1,100円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

41 水戸市における建物解体工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第8号事件)

(1) 事件の概要

平成26年9月5日、茨城県水戸市の医薬品販売会社及び住民1人から建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人は、申請人法人所有の本件ビルに隣接したビルの解体工事を実施したところ、同工事の振動により、本件ビルが損傷し、また、申請人個人が精神的苦痛を被ったとして、被申請人に対し、申請人法人が524万2,653円、申請人個人が200万円の損害賠償金の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

42 横浜市における建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第9号事件)

(1) 事件の概要

平成26年9月11日、神奈川県横浜市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人は、工事用仮橋(ゲート)建設、宅地造成工事及びマンション建設工事に伴う掘削機・重機の使用、杭打ち、最大90台/日に及ぶ大型工事用車両の通行等により、激しい振動、騒音、土埃の粉塵、悪臭を発生させている。特に、振動と騒音は、精神的・肉体的に許容範囲を超えるほど激しく、申請人は、精神的・肉体的苦痛等を受けた。

申請人は、工事開始前に市長に対し、紛争調整申出を行い、車両制限を要請したが、不調に終わり、また、工事開始後も被申請人及び市に対し、苦情を申し立てたが、改善されなかった。その後も、被申請人等と話し合いを行ったが、補償は拒否され、さらには、弁護士を代理人として交渉したが、改善されなかった。このため、建物補修費用、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金356万5円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

43 多摩市における悪臭被害責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第10号事件)

(1) 事件の概要

平成26年9月19日、東京都多摩市の住民1人から、近隣住民1人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人の洗濯用洗剤又は香り付き柔軟剤を使用した洗濯物から発生する悪臭により、ほぼ毎晩、不快感・圧迫感・恐怖感を感じるなど、多大な精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金100万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、平成27年1月16日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

44 田原市における風力発電施設による騒音被害責任裁定申請事件

（平成26年（セ）第11号事件）

(1) 事件の概要

平成26年9月26日、愛知県田原市の住民1人から発電事業会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が稼働させている風力発電施設から発生する著しい騒音により、申請人は、睡眠不足に悩まされ、ホテルへの避難や二重サッシの設置及びアパートを借りるなど精神的・肉体的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金500万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、平成26年12月15日、公害紛争処理法第42条の26第2項の規定に基づき、裁定手続を中止した。

45 稲城市における温泉施設からの騒音・振動等による健康被害原因裁定申請事件

（平成26年（ゲ）第3号事件）

(1) 事件の概要

平成26年10月23日、東京都稲城市の住民1名から、レジャー施設会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が運営する温泉施設の設備から低周波音・騒音・振動が発生・拡散したことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

46 横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第12号事件)

(1) 事件の概要

平成26年10月28日、神奈川県横浜市の住民1人から、横浜市及び近隣住民3人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。平成13年に被申請人横浜市が行った下水管工事で、申請人宅前道路が振動しており、これが申請人宅にも及んだ結果、申請人は、この振動により腰椎圧迫骨折を発症したことに加え、家の補修金が発生したほか、肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人横浜市に対し、損害賠償金2,464万5,000円の支払を求めたものである。また、被申請人A及びBは、申請人宅裏側の土地内にある排水管を2世帯で使用しており、これらに大量の水が流れるたびに申請人宅に振動が発生している。さらに、被申請人Cは、C宅擁壁外側の排水管から申請人宅前道路の下水管に排水を落下させることにより夜遅くまで申請人宅前道路に振動を発生させるため、申請人は毎日深夜まで寝られず、頭痛等を発症している。以上により、肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人A、B及びCに対し、それぞれ損害賠償金246万4,500円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、平成26年11月25日、責任裁定をすることが相当でないと認められることから、公害紛争処理法第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定を行い、本事件は終了した。

47 行方市における工場からの排水による水質汚濁被害責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第13号事件)

(1) 事件の概要

平成26年11月4日、茨城県行方市の住民1人から、自動車部品製造会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人工場は、工場内排水を多量に町道側へ放流していた。申請人は飲料水として井戸水を利用していたが、被申請人工場に係る排水が地下水に浸透し、井戸水が飲用できないことが判明した。井戸水に発ガン性物質が含まれていることを知ってからは、スーパーで飲料水を購入しており、申請人長女はアパートに転居しているほか、申請人妻もアパートを借りた。また、それ以外にも申請人はガン手術を行ったなど肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金1,000万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

48 江東区における建設工事からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件

(平成26年(ゲ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成26年11月6日、東京都江東区の住民15名から、運送会社及び建設会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の目、喉、皮膚などに生じた健康被害は、被申請人らが自社のトラックターミナル棟及び社宅棟の建築工事において土地を掘削した際に発生・拡散させた何らかの化学物質によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

49 南城市における道路工事からの騒音・振動による財産被害原因裁定申請事件

（平成26年（ゲ）第5号事件）

(1) 事件の概要

平成26年11月7日、沖縄県南城市の住民1名から、建設会社及び国（代表者国土交通大臣）を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の養鶏場で発生した鶏の健康被害（死亡、うつ状態）、異常行動（イライラ、痒み、過食、パニック、逃避、産卵減少）は、被申請人らの工事現場から発せられた騒音や振動によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項により準用する第42条の12第3項の規定に基づき、沖縄県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

50 鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害責任裁定申請事件

（平成26年（セ）第14号事件）

(1) 事件の概要

平成26年11月27日、鹿児島県西之表市の住民10人から土地開発会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが沿岸漁業を営んでいる馬毛島周辺の海域において、トコブシ、アサヒガニ等海産物の漁獲量が減少したのは、被申請人が施工している飛行場建設工事において森林の伐採抜根を行ったことに加え、工事中後も十分な泥水流出の防止策を講じなかった結果、土砂が周辺海域に流れ込み海洋汚染を生じたことによるものであるとして、被申請人に対し、申請人各自に損害賠償金100万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

51 戸田市における工場からの大気汚染・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件

(平成27年(セ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成27年1月6日、東京都練馬区の運送会社及び住民1人から金属加工会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人は、申請人法人所有の倉庫に隣接した工場において、操業に伴い発する硫化水素を処理することなく排出し、大気汚染及び悪臭を発生させている。これにより、申請人個人は、頭痛やのどの痛みを発症し、精神的・肉体的苦痛を受けるとともに、申請人法人は腐食した面格子や冷房機の室外機の交換費用を支出したなどとして、被申請人に対し、申請人法人が160万8,000円、申請人個人が384万円の損害賠償金の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

52 神奈川県清川村における道路工事に伴う地盤沈下等による財産被害原因裁定嘱託事件

(平成27年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成27年1月13日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、横浜地方裁判所小田原支部から、原因裁定を求める嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。神奈川県清川村住民2人(原告ら)が所有する建物に生じた傾き、クラック等の被害は、建設会社(被告A)が清川村(被告B)から請け負って行った各村道改修工事に伴う地盤沈下及び振動によるものであるかについて、原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。